

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率性、透明性を高め、安全かつ健全なる事業活動を通じ、企業価値を最大化することをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。この考え方のもと、コーポレート・ガバナンスの充実のため、「ディスクロージャー(情報開示)」及び「リスクマネジメント及びコンプライアンス体制」の強化を図っております。また、「内部統制の基本方針」を定め、業務の有効性、効率性、適正性を確保し、安心と信頼を一層のものとして企業価値の向上を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社 船橋カントリー倶楽部	7,200,000	18.99
株式会社トーテム	1,680,900	4.43
東拓観光有限会社	1,120,000	2.95
オリンピック工業株式会社	1,060,000	2.80
株式会社広共	940,200	2.48
斉藤 和伸	840,000	2.22
日野本 ツヤ子	618,900	1.63
横田 公一	574,600	1.52
松井証券株式会社	560,000	1.48
株式会社SBI証券	544,700	1.44

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明更新

大株主の状況につきましては2021年3月31日現在の状況となります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	機械
----	----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
伊東 晋祐	弁護士											
増井 純	他の会社の出身者											
奥村 英夫	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊東 晋祐	○	——	伊東晋祐氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する豊かな経験と高い見識をもとに、広範囲かつ高度な視点と公正かつ客観的な立場から当社経営全般に対して様々な提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことが期待できるものとして、社外取締役として選任しております。なお、同氏は当社の親会社や兄弟会社、主要な取引先の出身者等ではなく、一般株主との利益相反の生じる恐れがないことから、独立性が高いものと認識しており、当社の独立役員として指定しております。

増井 純	○	——	増井純氏は、企業経営者としての経験と幅広い見識をもとに、公正かつ客観的な立場にたって適切な助言を頂戴することにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことが期待できるものとして、社外取締役として選任しております。なお、同氏は当社の親会社や兄弟会社、主要株主等ではなく、一般株主との利益相反の生じる恐れがないことから、独立性が高いものと認識しており、当社の独立役員として指定しております。
奥村 英夫	○	——	奥村英夫氏は、長年にわたる企業経営者としての卓越した経験と幅広い見識を有しております。これらに基づき社外取締役として、当社の経営に対して客観的かつ専門的な視点から有益な意見の提起や指導を頂戴することにより、当社の経営理念の実現と持続的成長の実現に寄与していただくことが期待できるものとして、社外取締役として選任しております。なお、同氏は当社の親会社や兄弟会社、主要株主等ではなく、一般株主との利益相反の生じる恐れがないことから、独立性が高いものと認識しており、当社の独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性	更新
-----------------------------	----

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明	更新
------	----

取締役の報酬の決定については、過半数以上の社外取締役で構成された報酬委員会(任意)にて検討し報酬案を取締役会に提示、それをもとに取締役会で決定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との相互連携については、情報交換会を年数回開催し、お互いのコミュニケーションを図っております。監査役と内部統制委員会においても、相互の連携を図るために、定期的な情報交換の場を設置し、方針に対する遂行状況の確認及び調整できるような体制の整備を進めております。同様に、内部統制委員会と会計監査人との相互連携についても、定期的に情報交換及び意見交換を行っております。なお、これらの監査については、取締役会及び内部統制委員会等を通じて内部統制部門の責任者に対して適宜報告がなされております。同様に、社外取締役及び社外監査役に対しても、取締役会、監査役会及び内部統制委員会等において適宜報告及び意見交換がなされております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名
------------------------	-----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
笹原 信輔	弁護士													
信太 元紀	公認会計士													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
笹原 信輔	○	――	笹原信輔氏は、弁護士として法令についての高度な能力・識見に基づき客観的な立場から監査を行うことができることなどから社外監査役に選任しております。 なお、同氏は当社の親会社や兄弟会社、主要な取引先の出身者等ではなく、一般株主との利益相反の生じる恐れがないことから、独立性が高いものと認識しており、当社の独立役員として指定しております。
信太 元紀	○	――	信太元紀氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査に反映していただくとともに、豊富な実務経験を有することなど経営全般の監視と有効な助言を期待し社外監査役に選任しております。なお、同氏は当社の親会社や兄弟会社、主要な取引先の出身者等ではなく、一般株主との利益相反の生じる恐れがないことから、独立性が高いものと認識しており、当社の独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	5 名
------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社現行の取締役報酬制度は、取締役の職務遂行に適した制度であると考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

第79期(2021年3月期)における当社の取締役及び監査役に支払った役員報酬の額。

取締役の年間報酬額 31,620千円(社外取締役を除く。)

監査役の年間報酬額 5,610千円(社外監査役を除く。)

社外役員の年間報酬額10,950千円

取締役の報酬限度額は昭和57年12月21日開催の定時株主総会において月額7,500千円以内と決議されております。

監査役の報酬限度額は平成5年12月24日開催の定時株主総会において月額2,000千円以内と決議されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等の額については、株主総会の決議により取締役の報酬等の総額を決定しております。各取締役の報酬等の額は、社外取締役2名および社内取締役1名にて構成された報酬委員会にて検討の上、報酬案を策定、取締役会にて決定しております。なお、取締役の報酬限度額は昭和57年12月21日開催の定時株主総会において月額7,500千円以内と決議されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

毎月開催される取締役会において上程される議案および報告事項に係る資料については、審議が十分行われるよう予め事前に社外取締役・社外監査役に配布しており、要請があれば都度、事前に補足説明を行う体制を構築しております。また、監査役会では常勤監査役が社外監査役と意見交換を行っている他、監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合は、監査役会と協議の上、グループ会社管理部門従業員を配置します。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は、取締役会を業務執行の最高意思決定機関として位置づけ、経営環境の変化に迅速に対応できるスピード経営と、情報の共有化を図るため、ガラス張り経営をモットーにしております。当社の取締役は7名以内、取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定款で定めており、本有価証券報告書提出日現在で取締役7名(3名が社外取締役)の構成となっております。毎月定例の取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の方針、法令で定められている事項、その他重要な事項を決定するとともに業務執行の監督を行っております。

また、経営の迅速な意思決定を遂行するため、常勤役員による経営会議を適宜実施しております。グループ会社間においてもそれらの意思決定を確実に伝達するため、一部の取締役が子会社の取締役を兼務しているほか、当社常勤役員と子会社代表取締役が出席する経営ミーティングを随時開催しグループ会社としての意思決定のほか、業務執行についての方針及び計画の審議・管理・決定等を行っております。

監査役3名(社外監査役2名)は監査役会において定めた監査役会規定、監査役監査基準に基づく監査方針、業務分担等に従い取締役の業務執行全般について監査しており、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し活発に発言、助言を行っております。また、年間監査計画に基づき監査を実施しておりますが、監査役監査を実施するにあたり、会計監査人、顧問弁護士、内部監査部門等と連携を図っております。

それ以外にも、当社取締役の報酬について検討・提言を行う報酬委員会を設置しております。報酬委員会につきましては、社外取締役2名、社内取締役1名と過半数を社外取締役で占めるメンバーで構成されており、個々の役員報酬について提言を行っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

取締役の職務執行に対しては、社外取締役及び社外監査役による監督を徹底し、これらに弁護士および会計士を起用することにより、専門的かつ客観的な観点から法令及び定款への適合性の検証を行っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集ご通知につきましては、早期発送について努めており、第79期株主総会につきましては、株主総会開催日の3週間前迄には発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会につきましては集中日を出来るだけ回避した株主総会の開催に努めております、第79期定時株主総会につきましては、2021年6月23日に定時株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使が可能にしております。特に第76期からはスマホでの行使にも対応するなど株主の利便性向上に努めております。
その他	株主総会においてスライドを活用した事業報告を行うなど、株主総会活性化のための取組を実施しております。また、株主総会後にはグループ会社の技術説明会を実施しております。(2020年及び2021年についてはコロナウイルス感染拡大予防の観点から実施をとりやめております) 招集通知については、当社ホームページにも掲載し、いつでも閲覧可能な状態となっております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	東京証券取引所主催の東証IRフェスタ開催時は、当社も出展し、ブース出展や会社説明会を実施しております。個人投資家の皆様と直接対話する機会を設けるように努めております。また、コロナ禍以前は株主総会終了後にグループ会社の説明会を実施しております。今後の在り方については現在新たなチャネルなどを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎にアナリスト・機関投資家等向けに決算説明会を実施するよう努めております。(2020年3月期については、コロナウイルス感染拡大等により実施を見合わせております。)	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料、財務ハイライト、電子公告、適時開示等、各種会社説明会資料などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR企画室を設置して対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	内部統制委員会を設置し「内部統制の基本方針」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、燃焼装置関連事業をコアビジネスとしており、最先端技術を社会に提供することにより、地球環境保全と循環型社会の実現に貢献することを目指しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

金融商品取引法および東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に沿って、ディスクロージャーを行ってまいります。また当社は、適時開示規則に該当しない情報につきましても、ステークホルダーの需要に応えるべくできるだけ積極的かつ公平に開示する方針です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

「内部統制の基本方針」において、下記のとおり「業務の適正を確保するための体制等の整備についての概要」を定め業務の有効性、効率性、適正性を確保し、安心と信頼を一層のものとして企業価値の向上を図ってまいります。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、全てのステークホルダーの繁栄を企業理念としており、その実現のためにはコンプライアンスの徹底が不可欠であるという認識のもと、法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守するための基準として「倫理行動規範」を制定、取締役及び使用人全員へ周知し徹底しております。また、金融商品取引法に対応するための基本方針・計画立案・内部統制委員会制定等の内部統制システムの充実に努め、公正な経営体制の確立に努めております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報について、法令・社内規程等に基づき適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行っております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、管理部総務グループがリスク管理体制の整備・運用・検証を統括する体制が構築されております。また、監査役・内部統制委員会の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容、損失程度等について取締役会及び担当部署に報告し改善する体制を構築しております。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月開催しており、重要事項の決定並びに、取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めております。なお、取締役会開催においては、審議が十分行われるよう付議される議題に関する資料を事前に配布し、各取締役が十分な準備ができる体制をとっております。また、事業運営におきましては、各年度予算を立案し、全社的指標を設定し、各部門においてその指標達成に向け具体策の立案・実行を行っております。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は当社グループの業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「倫理行動規範」を制定し、子会社におけるコンプライアンスの周知徹底及び推進のための諸施策を講じております。

また、当社子会社の経営管理に関しましては「関係会社管理規程」に基づき、経営財務の全般について当社に報告を求めるとともに一定の事項については当社が最終決裁を行うことで、経営管理を強化し情報管理・危機管理の統一と共有化及び経営の効率化を確保しております。なお、平成28年3月31日現在親会社はございません。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役会と協議の上、当該使用人を配置いたします(平成28年3月31日現在監査役はその職務を補助すべき従業員を求めておりません)。当該使用人につきましては、その職務の遂行に当たっては、監査役の指揮命令に従うものとし、取締役等の指揮・命令を受けないものとしております。また、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対しては監査役と協議を行い、監査役の同意を得た上で実施するものとしております。

(7) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の代表取締役及び取締役は、取締役会等の重要な会議においてその担当する業務の執行状況の報告を行っております。また、当社及び当社子会社の取締役及び従業員が当社及び子会社の業績に影響を及ぼす重要な事項を認知した際は、速やかに監査役に報告することを周知徹底しております。なお、当社は、当社及び子会社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとしております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び各グループ内経営幹部は、監査役と相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもち、法令に基づく事項の他、内部監査結果等の報告を行い、当社の監査体制と内部統制システム体制との調整を図っております。また、当社会計監査人、顧問弁護士とも迅速に協議を行える体制を確保しております。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

当社は、反社会的勢力への対抗姿勢として、当社グループ会社役員及び全従業員が、社会的責任を真摯に自覚し、日常の業務遂行において関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動の実践を維持するため、「倫理行動規範」を制定・施行し、当該規程の周知徹底により、反社会的勢力及び団体との関係を遮断・排除するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わないこととしております。また、反社会的勢力からの不当要求等に対する対応につきましては「反社会的勢力対策規程」を制定・施行し、組織全体として毅然とした態度で臨み、管理部総務グループを統括部門として、企業防衛対策協議会、弁護士、警察等の社外専門家や関係機関等と連携して速やかに解決を図る体制を確立しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力への対抗姿勢として、当社グループ会社役員及び全従業員が、社会的責任を真摯に自覚し、日常の業務遂行において関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動の実践を維持するため、「倫理行動規範」を制定・施行し、当該規程の周知徹底により、反社会的勢力及び団体との関係を遮断・排除するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わないこととしております。また、反社会的勢力からの不当要求等に対する対応につきましては「反社会的勢力対策規程」を制定・施行し、組織全体として毅然とした態度で臨み、管理部総務グループを統括部門として、企業防衛対策協議会、弁護士、警察等の社外専門家や関係機関等と連携して速やかに解決を図る体制を確立しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

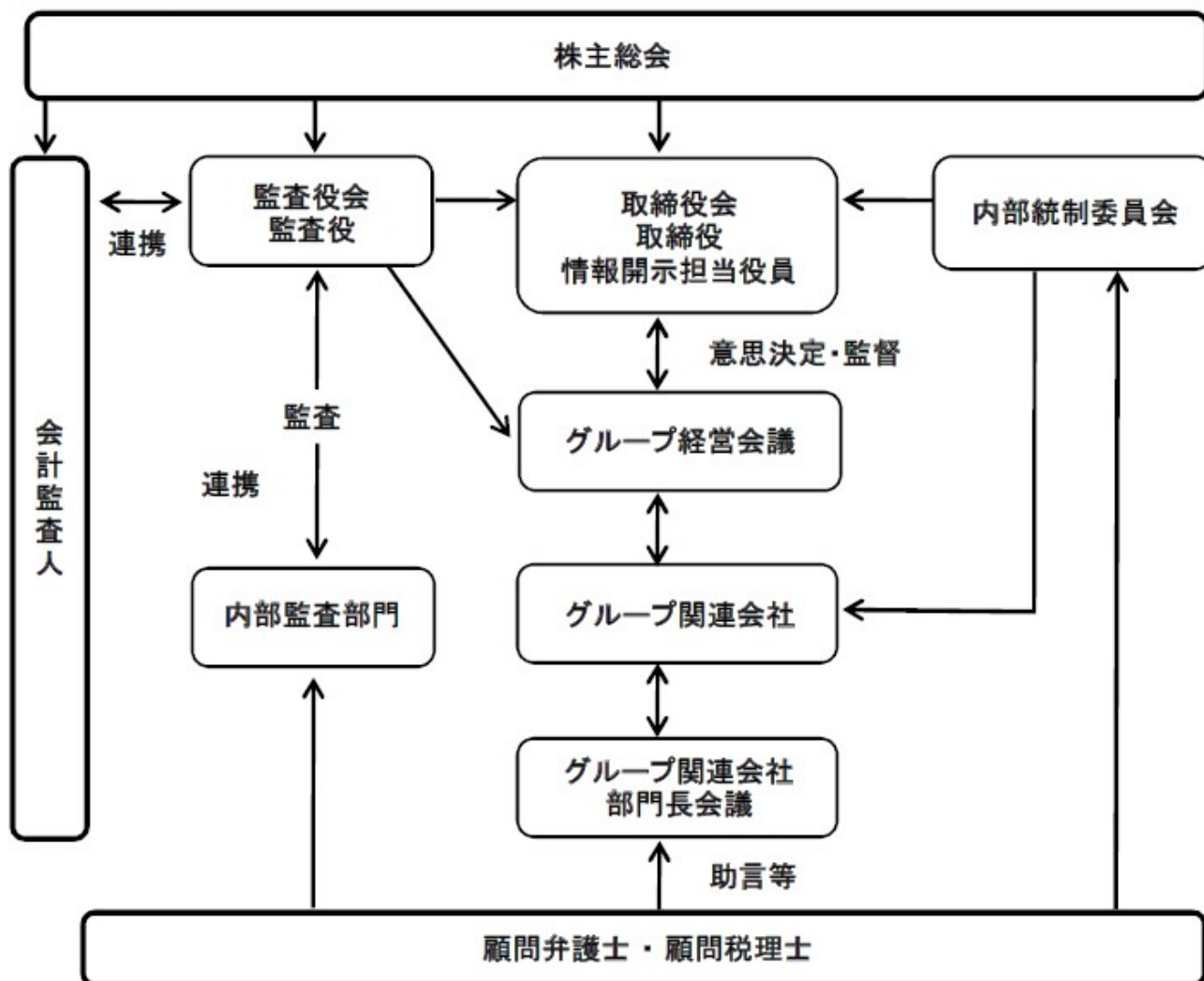
なし

該当項目に関する補足説明

当該報告書提出日現在特段の買収防衛策は講じておりません。ただし、会社の安定的な経営遂行に毀損の恐れがあると判断される場合には、具体的な買収防衛策の導入を検討する考えであります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考資料】模式図



適時開示体制の概要模式図

